

香川県酒類販売業支援金 概要

香川県が、令和3年8月20日から9月30日までの期間において、高松市内の飲食店に対してまん延防止等重点措置として実施した営業時間短縮要請や酒類提供停止要請（以下「時短・酒類提供停止要請」という。）の影響を受けて、売上が減少した酒類販売事業者の皆様へ、国の月次支援金に上乗せ又は支給要件を緩和することにより支援金を支給します。

国の月次支援金や香川県営業継続応援金（第3次）との併給が可能です。

支給対象等

<p>支給対象</p>	<p>香川県内に本店又は主たる事業所（個人事業者等にあつては住居）を有している中小法人等又は個人事業者等であつて、酒税法に規定する酒類製造免許又は酒類販売業免許を受けている者。（※1）</p> <p><u>ただし、本県の令和3年8月、9月における飲食店の営業時間短縮協力金や大規模施設営業時間短縮協力金、又は本県以外の地方公共団体の令和3年8月、9月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金（※2）の支給対象となっている事業者（休業等を要請された大規模施設内のテナントを含む。）は支給対象となりません。</u></p>
<p>支給要件</p>	<p>次の①～⑤を全て満たしていること。</p> <p>① 時短・酒類提供停止要請に応じた高松市内の飲食店との、直接又は間接の反復継続した取引実績（※3）があること</p> <p>② 時短・酒類提供停止要請の影響により、令和3年8月、9月のいずれか（以下「対象月」という。）において、次のア又はイのとおり売上が減少したこと</p> <p>ア 対象月の売上が、令和2年又は令和元年の同じ月と比べて30%以上減少している（※4）（※5）</p> <p>イ 対象月の売上が、令和2年又は令和元年の同じ月と比べて15%以上30%未満減少しており、かつ、対象月の前月の売上が、令和2年又は令和元年の同じ月と比べて15%以上減少している（※4）（※5）</p> <p>③ 上記②に係る売上減少割合が50%以上の場合は、当該月に係る国の月次支援金を受給していること（※6）</p> <p>④ 令和3年3月31日以前から県内で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。また、現在、事業の継続・立て直しのための取組みを行っていること</p> <p>⑤ 感染拡大予防ガイドライン（※7）に基づいた感染防止対策の取組みを行っていること</p>

下表のとおり、前述の支給要件②を満たす対象月ごとに支給額を算出し、支給上限額の範囲で、その合計額を支給します。

売上の減少割合	1事業者当たりの支給額 (ひと月当たり)	支給上限額 (ひと月当たり)
15%以上 30%未満 (前月も15%以上 減の場合に限る)	【「令和2年の対象月同月」又は 「令和元年の対象月同月」の売上】 －【対象月の売上】	中小法人等：20万円 個人事業者等：10万円
30%以上 50%未満		
50%以上 70%未満	【「令和2年の対象月同月」又は 「令和元年の対象月同月」の売上】 －【対象月の売上】 －【20万円（中小法人等）又は 10万円（個人事業者等）】（※8）	中小法人等：40万円 個人事業者等：20万円
70%以上 90%未満		中小法人等：60万円 個人事業者等：30万円
90%以上		中小法人等：60万円 個人事業者等：30万円

(注：支給額は千円未満切捨てとします。)

必要書類

- ① 申請書等（4ページの「申請書等の入手方法」を参照）
- ② 「令和2年の対象月同月」又は「令和元年の対象月同月」をその期間に含むすべての事業年度の確定申告書類の写し（支給要件②イに該当する場合は、「令和2年の対象月前月」又は「令和元年の対象月前月」をその期間に含む確定申告書類の写しが必要です。）
- ③ 対象月の売上が分かる資料（支給要件②イに該当する場合は、このほかに、対象月の前月の売上が分かる資料も必要です。）
例：経理ソフトから売上データを出力した書面、表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面、売上台帳の写しなど
- ④ 「令和2年の対象月同月」及び「令和元年の対象月同月」において、時短・酒類提供停止要請の対象となった飲食店との直接又は間接の反復継続した取引（※3）があったことを示す帳簿書類（※9）及びその取引の入金が確認できる銀行通帳等の写し
- ⑤ 支援金の振込口座の通帳等の写し
- ⑥ 個人事業者等の場合は本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し
- ⑦ 国の月次支援金の給付決定通知書又はその入金が確認できる銀行通帳等の写し（対象月の月間売上減少割合が50%以上の場合のみ。対象月の両月とも支給を受けている場合には、その両方の写しが必要です。）（※6）

- ※1 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体、風営法上の「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者は支給対象外です。
- ※2 都道府県・市区町村による、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている協力金をいいます。
- ※3 「反復継続した取引」とは、「令和2年の対象月同月」及び「令和元年の対象月同月」のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指します。ただし、契約形態等により複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可とします。
- ※4 令和元年1月1日から令和2年12月31日までの間に香川県内で事業を開始した場合、売上について、【令和3年8月（9月）の売上】と【事業を開始した月からその年の12月までの間の平均月間売上】とを比較することも選択できます。
令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に香川県内で事業を開始した場合、売上について、【令和3年8月（9月）の売上】と【事業を開始した月から令和3年3月までの間の平均月間売上】とを比較します。
- ※5 令和2年及び令和元年の売上は、確定申告書の「法人事業概況説明書の月別の売上金」又は「所得税青色申告決算書2ページ目の対象月の月別売上金額」に記載されている金額とします。但し、確定申告を青色申告（農業所得用）又は白色申告で行っている個人事業者等の方においては、『1年間の売上（「確定申告書B第一表の収入金額等の事業（営業等・農業）の合計」）÷12』の金額とします。（1円未満切り捨て）
- ※6 国の月次支援金の受給がこの支援金の申請に間に合わない場合は、月次支援金申請サイトのマイページに表示される申請後の内容確認画面を印刷してご提出いただき、月次支援金の受給後に、給付決定通知書又はその入金を確認できる銀行通帳等の写しをご提出ください。この場合、支援金のお支払いは給付決定通知書又はその入金を確認できる銀行通帳等の写しをご提出いただいた後になります。（支援金を速やかにお支払いできるよう、その他の各種申請書類については、ご提出時点で確認させていただきます。）
- ※7 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については『内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP』をご参照ください。
→ <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- ※8 国の月次支援金の受給相当額を控除するためのものです。
- ※9 帳簿書類とは、請求書、領収書などをいいます。

申請期間・申請方法

【申請期間】

令和3年10月27日（水）～令和3年12月15日（水）（当日消印有効）

【申請方法】

簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

※ 感染拡大防止の観点から、香川県酒類販売業支援金事務局や県庁への持参による申請はできません。

【宛先】

〒760-0017

高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県酒類販売業支援金事務局 宛

- ※ 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ※ 送料は申請者の方がご負担ください。
- ※ 提出いただいた申請書類は返却いたしません。

申請受付要項、申請書等の入手方法

申請受付要項、申請書等の様式は、香川県のホームページに掲載していますので、ダウンロード・印刷してご利用ください。

（掲載ページ URL <https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/covid-19/shuruishien.html>）

なお、紙の申請書等は次の場所で配布しています。

- ・ 県庁東館受付
- ・ 各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）
- ・ 県内各市町の商工担当課

※ 配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県酒類販売業支援金コールセンター」までお問い合わせください。

問い合わせ先

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

香川県酒類販売業支援金コールセンター

 087-813-3246

開設期間：令和3年10月27日（水）～12月15日（水）
9時～17時30分（平日のみ）